

令和3年度 第3回 青森支部評議会の概要報告（速報）

開催日時	令和3年10月29日（金）13：30～15：00
開催場所	全国健康保険協会青森支部会議室
出席評議員	大坂評議員、小山田評議員、今評議員、高杉評議員、長根評議員、藤沼評議員、吉田評議員（五十音順）
本部オブザーバー	本部企画部 池井次長
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度保険料率に関する論点について</li> <li>2. インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について</li> <li>3. インセンティブ制度の見直しに関する検討状況について</li> <li>4. 令和4年度青森支部保険者機能強化予算について</li> </ol>
議事概要 （主な意見等）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>議題1について、事務局より資料に基づき説明。</p> </div> <p>●令和4年度保険料率に関する論点について</p> <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度決算において収支差が6,183億円となっており、前年度に比べて784億円増加しているが、収入および支出の前年度比はどのようになっているのか。</li> </ul> <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入は前年度比1,047億円減少、支出は新型コロナウイルス感染症による受診控えもあったことから1,831億円減少となっており、支出の減少の方が大きかったため、結果として収支差が前年度に比べ784億円の増加となっている。</li> </ul> <p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的に準備金を1か月以上キープするということになれば、悪いケースも想定して今の10%を維持することは必要である。準備金が積みあがっている一方で、協会の保険財政が赤字構造であることなど、協会が置かれている状況の理解を得るために保険料を負担する事業主や加入者に対しての周知をこれまで以上に力を入れ、丁寧に実施いただきたい。</li> </ul> <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部のホームページやメールマガジン、商工会等経済団体の広報誌での周知等についてご協力を得ながら、自前で持ち合わせている様々な広報ツールを活用し、事業主や加入者等の理解度の向上に向けて取り組みを進めていきたい。</li> </ul>

**【事業主代表】**

・平均保険料率は10%で良いのではないか。インセンティブ制度は努力した結果が良ければ支部に恩恵があるので、青森支部では保険料率が9%台になるように努力いただきたい。

**【事業主代表】**

・出来るだけ負担を少なくしてほしいが、むこう10年間を考えての10%ということで承知せざるを得ない。このたびの新型コロナウイルスの影響は誰にも想定できず、状況は刻々と変わってきている。事業主や加入者の保険料負担を出来るだけ抑えるために引き続き、医療費適正化の取り組み強化を継続していただきたい。

**【被保険者代表】**

・保険料を負担する側としては、料率をなるべく上げてほしくないが、今回のシミュレーション以降についても今後考えていかななくてはならないのではないか。

**(事務局)**

・協会の保険財政が依然として赤字構造であることや今後、高齢者拠出金等が増えていく状況にあることから、出来るだけ長い期間10%を維持できるよう進めてまいりたい。また、国に対する国庫補助金の増額要請についても引き続き行っていく。

**【事業主代表】**

・保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分以外の時期で変更した場合、どのような影響が考えられるか。

**(事務局)**

・例外の年もあったが、毎年4月納付分から保険料率に変更されてきたため、会社の事務担当者も同様の時期に行われるという意識づけがされていると思われる。

**【議長】**

・平均保険料率については中長期的観点から10%維持でやむを得ない、変更時期は従来通り4月納付分からということによろしいか。

**(出席評議員の了承を得る)**

議題2について、事務局より資料に基づき説明。

**●インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について**

**【事業主代表】**

・健康保険組合や共済組合が据え置くのであれば、協会においても補正を行わず、インセンティブ保

険料率を0.007%に据え置くことでよいのではないか。

**【議長】**

・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているが、47都道府県で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象や時期が異なることから、補正を行うことができないのはやむを得ない。補正は行わず、0.007%に据え置くということによろしいか。

(出席評議員の了承を得る)

議題3について、事務局より資料に基づき説明。

**●インセンティブ制度の見直しに関する検討状況について**

論点①：評価割合のウエイトについて

**【事業主代表】**

・全国の視点であれば、「実績5伸び率5」「実績4伸び率6」など伸び率を重視していくことはよいと思うが、伸び率を重視すると現状の青森支部にとって不利にはたらくことから、伸び率を重視することを積極的に賛成したくない。

**【学識経験者】**

・青森支部として不利に働く「実績5伸び率5」「実績4伸び率6」へ変更していかなければならないのか。

(事務局)

・今回の見直しの背景として、政府で閣議決定された成長戦略フォローアップに基づく検討要請がある。具体的には、協会の保健事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率インセンティブ措置については、成果指標の拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討すること、また2021年度中に一定の結論を得ることとされている。このような政府の方針を受け、保険者としては支部ごとの競争がはたらく仕組みとなるようインセンティブ制度を強化していくことが必要である。現状が自支部にとって有利ではあるが、伸び率の割合を増やすことによって今まで実績が低かった支部も頑張ることに繋がり、インセンティブがより機能することで政府の成長戦略フォローアップの方針に沿った見直しに繋がると考える。

**【議長】**

・青森支部の現状からすると積極的に賛成することは難しいが、伸び率を評価することは、更なる健康増進に繋がることから、評価割合のウエイトを「実績5伸び率5」としていくことによろしいか。

(出席評議員の了承を得る)

論点②：後発医薬品の使用割合について

→意見なし

論点③：減算の対象支部の拡大の是非について

→意見なし

議題 4 について、事務局より資料に基づき説明。

●令和 4 年度青森支部保険者機能強化予算について

【事業主代表】

・「未治療者の受診勧奨業務」について、外部業者に委託して実施するとは具体的にはどういったことなのか。

(事務局)

・勧奨文書の発送や専門職員による電話・面談等を委託している。青森県にはそういった業者はないが東京を中心に受託可能な業者がある。

【事業主代表】

・実施された事業についてどのように評価・効果検証を行っているのか。

(事務局)

・例えばチラシによる勧奨を行った際にはアンケート用紙を同封し、アンケート結果により行動変容に繋がったかを検証している。全ての事業において効果検証が必須であり、翌年度以降の P D C A を回すためには必要不可欠である。

【学識経験者】

・ショッピングセンターにおける「まちかど健診」の実施について、ショッピングセンターの特売日等の集客の多い曜日に日程を設定するなどの検証はしているのか。

(事務局)

・特売日を含め、様々な曜日を設定し検証を行ったが、事前予約の段階でどの曜日も多く申し込みがあり、曜日による差は見られなかった。

【学識経験者】

・医療費適正化対策経費の中で、ジェネリック医薬品の使用促進にかかる経費の割合が多くなっているが、先ほどのインセンティブ制度の議論の中でジェネリック医薬品の取り扱いについて現状維持とし、今後指標から除外することを検討していくこととしていた。そうすると今後、ジェネリック医薬品の使用促進に関する予算額についても減っていくのか。

(事務局)

・ジェネリック医薬品の使用促進については、支部の医療費適正化に繋がり、各支部で K P I を設定し目標達成に向けて取り組んでいる。青森支部の使用割合は昨年度末で 8 3 % であるが、昨年度を更

に上回るように取り組みを進めている。また、政府としても全都道府県で80%以上を目指すこととしていることから、今後も必要な予算であり、医療費適正化に向けて事業を進めてまいりたい。

**【事業主代表】**

・健診勧奨を進めていくにあたり、様々な機会を通じて取り組んでいくことが必要と考える。また、保険料率の算定や事業の評価を行うにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響によって受診が抑制されたり、その後増加することや重症化すること、そのほかの影響も加味する必要があるため、少しインターバルをとって流れを見ながら決めていく必要がある。

**【事業主代表】**

・医療費適正化予算について、予算額にまだ余裕があることから、広報や啓発を最大限取り組んでいただきたい。

本部オブザーバー 池井次長より

・10年間、更にその先についても平均保険料率を10%に維持できるように取り組むべきとのことご意見をいただいた。

協会が取り組むこととして、後期高齢者の自己負担割合については法改正により一定の収入がある方は2割負担となったが、まだ不十分であり対象の拡大が必要であることとともに、少子高齢化の中では医療保険制度の抜本的な見直しが必要であることを引き続き意見発信していく。

収入面では、国庫補助について補助率20%への引き上げを毎年厚生労働省に要請しており、今後も引き続き行っていく。また、支出面では、加入者の健康増進やジェネリック医薬品の使用促進等の医療費適正化、地域医療構想における医療提供側への意見発信等を行っていくなど、平均保険料率10%で運営できる年数をさらに延ばすための各種施策を進めてまいりたい。

以上

**特 記 事 項**

- ・傍聴者 東奥日報社
- ・次回は12月に開催予定